

## 登録事項の変更の届出

登録事項に変更があった場合は、変更があった日から 30 日以内に市長に届出をしなければなりません。

変更の届出は所定の「屋外広告業登録事項変更届出書（様式第 9 号の 5）」とともに、該当する事項に応じた下記の添付書類と併せて提出してください。

変更する事項	必要な添付書類
(法人) 申請者の商号, 名称 又は氏名, 住所	1. 登記簿謄本 2. 誓約書 (氏名の変更の場合のみ)
(個人) 申請者の氏名, 住所	住民票抄本又はこれに代わる書面
(法人) 役員の変更	1. 登記簿謄本 2. 誓約書 (法人代表者が誓約する) 3. 住民票抄本又はこれに代わる書面 4. 略歴書 ※ 3・4 は, 新たに役員に就任した者の分のみ
(未成年者) 法定代理人の住所, 氏名	1. 誓約書 (未成年者本人が誓約する) 2. 略歴書 (法定代理人の分のみ)
営業所の名称, 所在地	登記簿謄本 (登記の変更が伴う場合のみ)
営業所の追加	登記簿謄本 (登記の変更が伴う場合のみ)
営業所の削除	登記簿謄本 (登記の変更が伴う場合のみ)
業務主任者の変更	1. 住民票抄本又はこれに代わる書面 2. 略歴書 3. 業務主任者の資格を証する書面 (写し) ※ 1～3 は, 新たな業務主任者の分のみ

## 廃業等の届出

次のいずれかに該当することとなり屋外広告業の廃業等をした場合は、その日から 30 日以内に市長に届出をしなければなりません。

廃業等の届出は所定の「屋外広告業廃業等届出書（様式第 9 号の 6）」を提出してください。(添付書類は不要です。)

廃業等の理由	届出をする者
(個人) 死亡	その相続人
(法人) 合併による消滅	その法人を代表する役員であった者
(法人) 破産手続開始の決定による解散	その破産管財人
(法人) 合併・破産開始手続の決定以外の理由による解散	その清算人
本市の区域内における屋外 広告業の廃止	登録申請者本人